

## 利用負担金改定について

金澤 正憲\*

スーパーコンピュータをベクトル並列機 VPP800 から共有メモリ型スカラ並列機 HPC2500 (以後、HPC と呼ぶ)へ置換えるのに伴い、平成 16 年 4 月 1 日より負担金を改定します。ここでは、利用負担金の考え方や算定方法について説明します。大学の法人化に伴い、負担金の納入方法などが一部変更される予定ですが、決まり次第お伝えします。なお、ここの説明では今までの支払科目の用語(校費、科研費など)で説明します。

運営にかかる予算が実際に必要とする金額よりはるかに少ないため、その不足額を利用者に負担していただいているのが負担金で、この制度は大型計算機センター設立当初から導入されています。センターは効率よい運営を目指して計算単価を低く抑え、負担金が研究の大きな妨げにならないよう十分配慮し続けてきています。

### 1 負担金の算定方法

#### (1) 基本経費は利用者単位で年額となります。

従来は、利用申請の度毎に基本経費を月額で負担することになっていましたが、最初の利用申請に対して、基本経費を年額で負担していただきます。基本経費によって、演算経費とファイル経費と出力経費の 24,000 円分が利用できます。

例えば、校費による利用申請済みで、科研費で追加の申請をしたときには、この追加申請に対する基本経費は不要です。

年度の途中で新規申請をしても、年額の 12,000 円を負担していただくこととなります。従来の月額では、ある月に少し多く使うと、2,000 円分を超えてしまい、演算経費の負担が発生しましたが、今回はそのようなことが起こりにくくなります。

また、ファイル経費と出力経費を含めたため、多くの利用者に対して、請求や納入の回数が減少するものと期待しています。

#### (2) 演算経費・ファイル経費を変更します。

スーパーコンピュータがベクトル計算機から共

有メモリ型スカラ計算機に置換えるため、1 秒 0.1 円に変更します。

並列係数も変更します。並列度 8 で 2 倍、3 2 で 4 倍となります。

ファイル経費は数分の 1 に値下げします。

#### (3) 出力経費はほぼ変更ありません。

ポスターの打出しに最適な大判プリンタは正式運用となり、1 枚 200 円を負担していただきます。従来からプリンタに関しては変更ありません。

#### (4) アプリケーション関係

センター利用者であれば、AVS、プリ・ポストソフトウェア(MSC.Patran、CACHeworkSystem)を利用者(学内外を問わず)のコンピュータにインストールして、利用できます。詳しくは、全国共同利用掛へ問い合わせてください。

負担金の算定方法を表 1 と備考に(次々頁)示します。

\* かなざわ まさのり (京都大学学術情報メディアセンター)

## 2 負担金の管理

### 【支払見込額による管理】

負担金の管理に関して、支払見込額を超えた場合の扱いが変わります。従来は、超えても続けて利用できましたが、新年度からは利用（login などが）できなくなります。なお、pop や IMAP によるメールの利用は止まることはありません。

従って、申請をする場合（特に継続申請の場合）には予算額を見積もって記入されるようお願いいたします。最低額は 13 千円となりますので、それ以上の額を記入してください。

利用が止まってもファイル経費などで負担金が発生しますので、支払見込額を増やすなど対処してください。利用額が支払見込額を超えた場合の増額方法については 4 月になってからお知らせします。

## 3 課金請求と複数支払コードについて

従来は利用申請単位で負担金を徴収していましたが、考え方として、利用者単位になると考えてください。実際にどの支払コードで払うかを利用者が指定できます。

### 【基本経費】

基本経費は最初に利用申請した時点でのみ請求します。

### 【複数支払コードの扱い】

支払コードが 2 種類（例えば、校費と科研費）以上ある場合、1 ヶ月分の演算経費、ファイル経費、出力経費、INSPEC 経費（その他経費）およびこの 4 つの経費にかかる共通負担額は優先した支払コードに請求します。その他経費の INSPEC 以外のは利用の申し出のときに、どの支払コードに請求するか決めていただきます。

支払コードの支払見込額を超えた場合は、超えた金額は、次に優先された支払コードに請求します。例えば、科研費を校費より優先しておく、科研費の支払見込額を使い果たすと校費に請求しますので、科研費に関しては、支払見込額どおりの請求となり、管理が容易になると期待できます。

優先順位は申請の順（最初のが最優先）になっていますが、利用者が優先順位を変更できます。方法については別途お知らせします。

## 4 個人定額制について

個人定額制は、従来の CPU 定額制を拡張したもので、演算経費、ファイル経費、出力経費およびこの 3 つの経費にかかる共通負担額に限り、申請額（一口：10 万円）の負担により、その申請額の 5 倍（50 万円）まで利用できるものです。4 月～11 月までの期間を、第 1 期（4 月 1 日～7 月 31 日）、第 2 期（8 月 1 日～11 月 30 日）に分けて受付ます。なお、科研費などとの合算で、本年度の利用を検討される場合、5 万円以上で先行予約申請もできます。

大口定額制との併用は認められません。

## 5 大口定額制について

大口定額制を試行してきましたが、平成 16 年度から正式運用することになりました。

大口定額制とは、支払責任者が当該年度の利用負担金として 100 万円以上（複数支払科目：校費、科研費なども可）の額で申請することにより、基本経費、演算経費、ファイル経費、出力経費およびこの 4 つの経費にかかる共通負担額に限り、申請額の 5 倍まで、当該年度内での利用を認めるものです。

科研費など年度途中で確定する科目との合算で、本制度の申請を検討される場合、50 万円以上の金額で先行予約申請も出来ます。この制度を利用できる利用者は、支払責任者が支払を管理する利用者です。現在、特に人数制限は設けていません。研究プロジェクトのような場合で、複数の支払責任者となる場合は、全国共同利用掛までご相談ください。

個人定額利用との併用は認められません。

以上、平成 16 年 4 月からの負担金について、説明しました。より多くの利用者にご利用いただくよう今後も絶えず検討していきたいと考えています。

表 1. 大型計算機システム利用負担金算定方法

(2004年4月1日より改定予定)

利用区分	算定方法		
1. 基本経費	利用者登録 1 件につき	年額 12,000 円	
2. 演算経費	バッチ処理	スーパーコンピュータ使用の場合	1 秒につき 0.1 円
		スーパーコンピュータ以外使用の場合	1 秒につき 0.02 円
	会話処理	スーパーコンピュータ使用の場合	1 秒につき 0.1 円
		スーパーコンピュータ以外使用の場合	1 秒につき 0.02 円
3. ファイル経費	200MB まで部分 1MB までごとに	月額 3 円	
	200MB を越える部分 1MB までごとに	月額 0.3 円	
4. 出力経費	センターのモノクロプリンタに出力する場合	1 枚につき 3 円	
	センターのカラープリンタに出力する場合	1 枚につき 30 円	
	センターのカラー-OHP プリンタに出力する場合	1 枚につき 200 円	
	センターの大判プリンタに出力する場合	1 枚につき 200 円	
5. その他の経費	INSPEC を使用する場合	月額 500 円	
	ホームページサービスを利用する場合	月額 2,000 円	
	AVS サービスを利用する場合	年額 20,000 円	
	プリ・ポストソフトウェアサービスを利用する場合	年額 20,000 円	
6. 各利用区分共通負担額	利用区分に従い算出した利用負担金の額を月ごとに集計した合計額に 100 分の 5 を乗じて得た額		

備考

1. 基本経費

基本経費は年度の最初の登録時に算定する。基本経費には、年 24,000 円の演算経費、ファイル経費および出力経費の総額が含まれる。

2. 演算経費

演算時間の 1 秒未満の端数は、1 秒として算定するものとする。

- バッチ処理における並列ジョブの演算経費は、各 CPU の演算時間のうち最長時間に次表の並列係数を乗じたものとする。ただし、スーパーコンピュータ以外の場合、並列係数は 1 とする。

使用 CPU 数	並列係数
2 ~ 8	2
9 ~ 32	4
33 ~ 128	8
129 ~ 512	16
513 ~ 1024	24
1025 以上	32

- 会話処理における並列ジョブの演算経費は、各 CPU の演算時間の合計で算定するものとする。会話処理における演算経費は 1 日単位で集計する。

3. ファイル経費

ファイルにおける 1MB (メガバイト) とは、1,048,576 バイトである。

- 4. 利用負担金は利用者番号ごとに集計し、請求する支払コードのヶ月の合計値が 1 円以上 100 円未満の場合は、これを 100 円に切り上げる。

5. 負担金算定の特例

- 個人定額  
利用者は、利用区分の演算経費、ファイル経費、出力経費および各経費にかかる共通負担額について、センター長が別途定める期間に限り、申請額(10 万円単位)にて、その額の 5 倍まで利用できる。申請額は承認された月の利用負担額とする。

- 大口定額  
支払責任者は、当該年度の申請額として 100 万円以上を申請することで、利用区分の基本経費、演算経費、ファイル経費、出力経費および各経費にかかる共通負担額について、申請額の 5 倍まで当該年度内で利用できる。この制度を利用できる利用者は、支払責任者が支払を管理する利用者とする。申請額は承認された月の利用負担額とする。

- 6. その他のセンターの機器などの利用に関しては、基本経費に含まれるものとする。